

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	39	担当課	自然保護課
法令名	愛媛県自然環境保全条例	根拠条項	21 - 4 -	許認可等の内容	特別地区内の車馬、動力船又は航空機の使用又は着陸の許可	
愛媛県自然環境保全条例規則第15条第13号及び第14号						
(13) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。						
(14) 次に掲げる行為 前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。 ア 災害の防止のために必要やむをえない行為 イ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為						